

議案第136号

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 法第3条第2項第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (3) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経

験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

- 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第40号)第3条第2号に掲げる額未満の額に限る。)又は同号に掲げる額に相当する額とすることができる。
- 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定により決定された給料月額に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成

13年さいたま市条例第29号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例等の適用除外等)

第5条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第20条第2項、第21条及び第30条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 年さいたま市条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160を」とあるのは「100分の180を」とする。

3 特定任期付職員に対するさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年さいたま市条例第44号)第3条の規定の適用については、同条第1項第1号中「指定管理職員(以下「指定管理職員」)」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 年さいたま市条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「指定管理職員等」)」と、同項第2号中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員等」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。